

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業
特別養護老人ホーム高千帆苑（従来型、ユニット型） 重要事項説明書

（基本方針）

指定（介護予防）居宅サービスに該当する、（介護予防）短期入所生活介護の事業は、要介護状態、要支援状態となった場合においても、その利用が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の家族の身体的、及び精神的負担の軽減を図る。

（運営方針）

当事業所は法の基本理念に基づき利用者の処遇に万全を期するものとする。

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の運営は、特別養護老人ホーム高千帆苑（従来型、ユニット型）に併設し、同じく併設する高千帆苑在宅介護支援センター、高千帆苑ディサービスセンターとの有機的な連携を図るものとする。

居宅サービス提供にあたり、厚生省令第 37 号第 125 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 健寿会
事業者の所在地	山口県山陽小野田市大字有帆字仏石 1 0 6 6 2 番地 8
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 石松 剛
電話番号	0 8 3 6 － 8 4 － 0 3 1 7
F A X 番号	0 8 3 6 － 8 4 － 7 0 3 2

2 ご利用施設

施設の種別	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（介護保険法）
施設の名称	特別養護老人ホーム高千帆苑
施設の所在地	山口県山陽小野田市大字有帆字仏石 1 0 6 6 2 番地 8
管理者名	松富 憲太
担当者名	三原哲哉（生活相談員）、川崎雅子（生活相談員）
電話番号	0 8 3 6 － 8 4 － 0 3 1 7
F A X 番号	0 8 3 6 － 8 4 － 7 0 3 2
メールアドレス	otakaro@kenjukai.main.jp

3 営業日及びご利用の予約

対象者	65才以上の1号被保険者または40才以上65才未満の2号被保険者で要支援1, 2または要介護1～5の認定を受けている方
営業日	年中無休
通常の送迎の実施地域	山陽小野田市及び宇部市
送迎	送迎可能（土、日、祭日の送迎は行っていません） 当事業所の実施以外の送迎については別途料金をいただきます。（短期入所生活介護運営規程を参照）
送迎代金	片道184円(自己負担1割の方) 片道368円(自己負担2割の方) 片道552円(自己負担3割の方)
申し込み方法	御利用の介護支援専門員にご相談下さい
御利用期間	同上

4 ご利用施設であわせて実施する事業

		山口県知事の事業者指定		
		指定年月日	指定番号	利用人数
施設サービス	介護老人福祉施設（従来型）	平成12年4月1日	山口県 3570900153	54人
	（ユニット型）	平成26年4月1日		30人
居宅サービス	通所介護	平成12年4月1日	山口県 3570900104	30人※
	短期入所生活介護	平成12年4月1日	山口県 3570900153	26人
総合事業（指定第一号通所事業）	通所介護相当サービス	平成30年4月1日	山陽小野田市 3570900104	30人※ （通所介護と合算）
	通所型サービスA	平成29年4月1日		10人
居宅介護支援		平成12年4月1日	山口県 3570900054	

5-1 職員の勤務体制（従来型）

従業者の職種	員 数	勤 務 時 間	休 暇	備 考
管 理 者	1 名	8：00～17：00	週休2日	特養施設長兼務
生活相談員	1 名以上	8：00～17：00	週休2日	
介 護 職 員	24 名以上	早出 6：30～15：30 7：15～16：15 日勤 9：30～18：30 A勤 9：50～18：50 遅出 11：15～20：15 夜勤 16：00～ 9：30 他	週休2日 交代勤務	夜勤帯3名 で対応
看 護 職 員	1 名以上	8：00～17：00 8：30～17：30 9：00～18：00	週休2日	
機能訓練指導員	1 名以上	8：30～17：30	週休2日	
栄 養 士	1 名以上	8：00～17：00	週休2日	管理栄養士
事 務 職 員	1 名以上	8：00～17：00	週休2日	

5-2 職員の勤務体制（ユニット型）

従業者の職種	員 数	勤 務 時 間	休 暇	備 考
管 理 者	1 名	8：00～17：00	週休2日	特養施設長兼務
生活相談員	1 名以上	8：00～17：00	週休2日	介護支援 専門員兼務
介 護 職 員	10 名以上	早出 6：30～15：30 7：00～16：00 日勤 8：30～17：30 A勤 10：00～19：00 遅出 12：00～21：00 夜勤 16：00～ 9：30 他	週休2日 交代勤務	夜勤帯2名 で対応
看 護 職 員	1 名以上	8：00～17：00 8：30～17：30 9：00～18：00	週休2日	
機能訓練指導員	1 名以上	8：30～17：30	週休2日	
栄 養 士	1 名以上	8：00～17：00	週休2日	従来型に配置
事 務 職 員	1 名以上	8：00～17：00	週休2日	

6 ご利用料金

本施設が、あなたに提供するサービスと自己負担額は以下のとおりです。

＜介護保険給付によるサービス＞

サービスの種別	内 容	自己負担金 1日あたり
食 事	食事時間（目安） 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：30～ 食事場所 （従来型）食堂、あやめ棟、さくら棟、きく棟の各所 （ユニット型）各階食堂ホールにて提供 その他 行事等にあわせて提供方法が変更になります。 嚥下困難の場合には嚥下補助としてトロミ剤等使用します。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。	世帯年収によって異なります （参考） 朝食 265円 昼食 590円 夕食 590円
口腔ケア	毎食後、職員により口腔ケアのお手伝いをします。	所持されている介護保険負担割合証記載の「利用者負担の割合」に応じて法定サービス費の1割もしくは2割または3割をお支払いいただきます
排 泄	利用者の個人的身体機能に応じて、布パンツ、紙パンツ、オムツ、尿取りパット等を組み合わせて使用します。（当事業所で準備します）	
入 浴	A浴（一般浴） 週2回 B浴（特浴） 週2回 入浴日以外でも必要に応じて、入浴、清拭を行います	
離 床	毎日の離床のお手伝いをします。 食事時、レクリエーション、おやつ時 等 その日の体調に合わせます。	
更衣・整容	朝夕、入浴時、汚染時の着替えのお手伝いをします。身辺の清潔を保つお手伝いをします。	
シーツ交換	個々の状態に応じて随時シーツ交換を行います（週1回）。ただし、汚染等が生じた場合はその都度行います。	
寝具の消毒	必要に応じて随時行います。	
洗 濯	<有限会社つちだ>に依頼しています。 緊急時（汚染等）は事業所対応をします。 ウール、毛糸類は縮みますので保証はできません。ご自宅での洗濯をお願いします。 季節に応じた衣類をお願いいたします。	
機能訓練	機能訓練指導員が状態に応じて適宜行います。	
健康管理	本施設の嘱託医（しおん内科外科クリニック）により週2回（火・金曜）診察を行い健康管理につとめますが、原則として、ご自宅でのかかりつけ医への受診をお願いします。 外部の医療機関受診の際は家族対応をお願い致します。	
介護相談	利用者及びご家族からのご相談に応じます。	

○ 該当する体制

短期入所生活介護	
夜勤職員 (従 来 型)	13 単位/日
配置加算Ⅰ (ユニット型)	18 単位/日
機能訓練体制加算	12 単位/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ (従 来 型)	18 単位/日
Ⅰ (ユニット型)	22 単位/日
介護職員等処遇改善加算	14.0%
身体拘束廃止取組の有無	基準型
高齢者虐待防止措置実施の有無	基準型
業務継続計画策定の有無	基準型

介護予防入所生活介護	
機能訓練体制加算	12 単位/日
サービス提供体制強化加算ⅠⅡ (従 来 型)	18 単位/日
Ⅰ (ユニット型)	22 単位/日
介護職員等処遇改善加算	14.0%
身体拘束廃止取組の有無	基準型
高齢者虐待防止措置実施の有無	基準型
業務継続計画策定の有無	基準型

(以下、該当する方のみ)

送迎加算 (片道)	184 単位
長期利用者提供減算	-30 単位
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日
緊急短期入所受入加算	90 単位

送迎加算 (片道)	184 単位
長期利用者提供減算	-30 単位
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日
緊急短期入所受入加算	90 単位

介護保険給付外サービス

○ 滞在費

(日額)

課税段階 居室タイプ	第4段階 (課税世帯)	第3段階 (世帯年収 80万円超)	第2段階 (世帯年収 80万円以下)	第1段階 (生活保護、 老齢年金等)
従 来 型 個 室	1, 2 3 1 円	8 8 0 円	4 8 0 円	3 8 0 円
多 床 室	9 1 5 円	4 3 0 円	4 3 0 円	0 円
ユニット型個室	2, 0 6 6 円	1, 3 7 0 円	8 8 0 円	8 8 0 円

○ 食 費

(日額)

課税段階	第4段階 (課税世帯)	第3段階② (世帯年収 120 万円超)	第3段階② (世帯年収 80 万円超 120 万 以下)	第2段階 (世帯年収 80 万円以下)	第1段階 (生活保護、 老齢年金等)
1 日	1, 4 4 5 円	1, 3 0 0 円	1, 0 0 0 円	6 0 0 円	3 0 0 円
各 食	朝 2 6 5 円 昼 5 9 0 円 夕 5 9 0 円	当日 1 食 の み、または 2 食 の 場 合 は 該 当 食 の 料 金	当日 1 食 の み、朝+昼、 朝+夕 の 場 合 は 該 当 食 の 料 金	当日 朝食 の み の 場 合 は 2 6 5 円	当日 朝食 の み の 場 合 は 2 6 5 円

※ 滞在費、食費とも、1～3段階については市町村発行の「負担減免証」の提示が必須。
提示のない場合は第4段階の料金をいただきます。

サービスの種別	内 容	自 己 負 担 額
理 髪	場 所： 施設内 実施日： 毎月第2、第4金曜日 施行者： ディンプル美容室 ＊ パーマ カラーをご希望の方は、事前にお知らせ下さい	カット 2,000円 シャンプー 1,500円 シャンプーカット 3,000円 パーマ 5,500円 カラー 5,500円
レクリエーション・行事	施設行事計画にそってレクリエーションや行事を企画実施します。 施設内：季節の行事、お菓子作り 等 施設外：買い物、外食 等	施設外レクリエーション等で個人が支払うものについては実費相当額
特 別 食	ご希望に応じて、特別食のご用意ができます。 嚥下困難のためのトロミアップや食事以外に希望される高カロリー栄養食 等	実費相当額
金銭管理	医療費、福祉施設利用料の支払い、日用品の購入等、印鑑の保管 ※長期利用の方・要相談	月額500円
電化製品	テレビ（施設所有のものは数に限りあり） その他、担当にご相談下さい	日額 1点につき20円

○ 高額介護サービス費制度について

月額15,000円を超えて支払われた方は納税状況に応じて払い戻しがあります。

○ 協力病院

医療機関の名称	山陽小野田市民病院
所在地	山陽小野田市東高泊1863-1
電話番号	0836-83-2355

○ 協力歯科医院

医療機関の名称	小野田スマイル歯科医院
---------	-------------

○ その他の医療機関

医療機関の名称	フクシアしおんクリニック整形外科
	ねもと皮膚科

○ 緊急時の対応

救急車対応はその日の当番医に搬送します。救急車対応以外の場合は、可能な限り利用者様のかかりつけ病院に搬送します。

主な病院は、山口労災病院、山陽小野田市民病院、小野田赤十字病院です。

○ 苦情の申し立てについて

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がありましたら、お気軽にご相談ください。ご意見箱、第三者委員会も設置しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

苦情解決責任者	松富憲太		
苦情解決窓口	三原哲哉 橋本さやか	川崎雅子	短期入所担当 従来型特養 ユニット型特養

山陽小野田市福祉部高齢福祉課介護保険係 0836-82-1172

山口県国民保険団体連合会（山口市朝田 1980-7） 083-995-1010

高千帆苑 第三者委員会

氏 名	電話番号	備 考
橘野 咲子	0836-83-8297 山陽小野田市くし山 3-2-8	高千帆苑お話ボランティア 民生委員
稲葉 正子	0836-84-0558 山陽小野田市烏帽子岩	高千帆苑お話ボランティア 高千帆苑評議員

○ 事故発生時の対応

- 1 当事業所は利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合、利用者の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 2 前項の場合において、重大な事故が発生した場合、且つ当事業所に重過失が生じた場合、当事業所は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、当事業所に故意過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償には応じません。

※ 事故対応については当苑の定めるマニュアルに従って対応します。

○ 身体拘束について

当事業所は利用者の皆様に身体拘束のないケアに職員一体となって取り組んでいます。が、別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に該当する場合は様式に従って身体拘束を行うことがあります。

身体拘束を行う場合はご家族の同意を得た上で、身体拘束に係わる事項を記録すると

ともに、可能な限り早期の身体拘束解除を目指します。

○ 介護 看護記録の開示について

利用者の皆様の介護の状態、及び看護の状態をお知りになりたい場合は担当者にお申し出下さい。

- 1 利用者との続柄及び目的を申し出てください。
- 2 ご家族にお知らせしなければならない状態については、担当者から説明があります。
- 3 記録を読まれ説明を受けられた場合は記録欄に押印をお願いします。

○ 非常災害対策について

- 1 非常災害が発生した場合、当苑防災規程および防災マニュアルに基づき、従業者はご利用者の避難等適切な処置を講じます。
- 2 管理者は、非常災害に関する具体的計画をたて、従事者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を取ります。
- 3 非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を他部署と協力し、定期的に（年一回以上）行います
- 4 非常災害等によりサービスの提供が著しく困難な場合、管理者がサービス提供の可否を決定します。止む無くサービス提供を休止する場合、可能な限り早く（遅くとも利用開始予定時間30分前まで）ご連絡します。

また、利用中の場合はご家族と協議し、帰宅していただくか、「非常災害相互応援協定書」に基づき協力施設（特別養護老人ホーム長寿園、特別養護老人ホームサンライフ山陽及び特別養護老人ホーム楠園、グループホームねたろう）や山陽小野田市と協議すると同時に、法人内別施設（特別養護老人ホームちぐさの、介護付有料老人ホームサンハウス唐津）とも協議し、可能な限り速やかに他の施設で受け入れてもらえるよう調整します。

○ 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

○ 第三者評価の実施状況について

当施設は、山口県が推進主体となっている「山口県福祉サービス第三者評価事業」は受けていません。

当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

来 訪 面 会	面会時間 8 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て ください
外 出 外 泊	外出、外泊の際には必ず行き先と帰苑日時を職員に申し出 てください。
居 室 設 備	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従って御利用 下さい。 これに反した御利用により破損が生じた場合、弁償してい ただくことがあります。
喫 煙 飲 酒	喫煙は所定の場所以外ではお断りいたします。 飲酒はお断りしています。
迷 惑 行 為	騒音等入苑者・利用者の迷惑になる行為は御遠慮下さい。 また、他の入居者・利用者の居室に立ち入らないようにし て下さい。
宗 教 活 動 政 治 活 動	事業所内での宗教活動、政治活動（選挙活動を含む）は堅 くお断りします。
動 物 飼 育	事業所内へペットの持ち込みや動物飼育はお断りします。
自 己 負 担 金 払 込 につ いて 注	現金支払いも可能ですが、可能な限り自動引き落としを御 利用ください。 各金融機関振替日 山口銀行 毎月 1 5 日（当日が土日祝日の場合は翌平日） ゆうちょ銀行 毎月 1 5 日（ ” ） 中国労働金庫 毎月 1 5 日（ ” ） ※ 振替不能の場合は 2 5 日に再振替を実施 理由無く 3 ヶ月間、利用料を滞納された場合は当サービス の利用ができなくなります。（支払方法等ご相談下さい）